

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会 第2回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年8月8日（金） 午後1時40分～午後6時49分
2 場 所 島根労働局専用大会議室
3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名
劳働者代表委員 出席2名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第2回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第が1枚。それから追加資料として両面物の資料を1枚お配りしております。以上です。

【部会長】 次に、事務局から定足数及び会議の公開状況を報告してください。

【係 長】 委員の出席状況を報告します。

本日は、労働者側の石川委員様から欠席する連絡をいただいております。
最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示した結果、4名の傍聴希望者があり、本日は2名の方が傍聴されていますので併せてご報告いたします。

【部会長】 本日の会議は公開しております。

ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは

団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、以降の会議を非公開とする場合がありますことを傍聴の方々は予めご承知おき願います。

前回の第1回専門部会では、労使双方から金額審議に臨んでのそれぞれの意見表明、ご意見等をお聞きしました。本日は労使それぞれご検討いただいたうえで部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方からご意見をいただき、金額についての審議を深めたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、本日の審議にあたりまして、事務局は追加資料の説明をお願いします。

【係長】 追加資料について説明いたします。前回の専門部会で景山委員から、実数が分かる資料のご要望をいただきましたので資料を作成いたしました。

前回の基礎調査結果報告において、参考資料として、影響率を1円刻みで示した資料を作成しておりましたが、今回追加配布した資料には、復元前のサンプル数を記載しています。ご覧の通り、1円刻みごとのサンプル数は、多い金額帯で100～200名程度、少ないところでは数名程度という状況になっています。先日お示ししました参考資料については、これを、統計学的に復元した労働者数が、復元後労働者数です。

影響率や影響労働者数は全て復元後の人件に基づき計算しています。

【部会長】 これについて委員の皆様質問等はありますでしょうか。

(なし)

そのほか、次第2の金額審議に移る前に、冒頭のところで全体に向けまして何かご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

それでは次第の2として、これから具体的な金額審議に入ります。
労側使側それぞれの金額提示をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょ
うか。

【景山委員】 公労会議の中で話したいと思います。

【部会長】 それでは、まだ提示は行わないということであれば、一度休会にしたいと思
いますがあよろしいでしょうか。

(異議なし)

それではこのあとは休会とさせていただきます。
傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

(休会)

(再開)

【部会長】 それでは会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額を提示いただき、労働者側がプラス76円、使
用者側はプラス58円の提示があり、現時点では、なお労使双方の主張に開
きがあります。

さらに議論が必要と認められますので、引き続き第3回の専門部会におい
て金額の審議を行いたいと思います。

【部会長】 会議次第の3番目の「その他」ですが、委員の皆様、何かありますか。

(なし)

【部会長】 事務局から何かありますか？

【室 長】 次回専門部会の日程の確定をお願いしたいと思います。前回、開催候補日として 12 日（火）または 18 日（月）を決めておりますがいかがでしょうか。

【部会長】 12 日火曜日午後 1 時半からということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 それでは、次回第 3 回専門部会は 8 月 12 日火曜日、午後 1 時 30 分から開催します。

次回専門部会は、公開とし、議事録も公開とします。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第 5 条第 1 項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第 6 条 2 項により非公開、同条第 3 項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。長時間どうもありがとうございました。